

【資料1】

村上市火葬場整備基本構想

令和6年4月
村 上 市

目次

はじめに	1
1. 村上市火葬場の現況	2
(1) 村上市火葬場の概要	2
(2) 火葬件数	4
① 火葬件数の推移	4
② 1日当たりの火葬件数	4
2. 村上市火葬場の課題	6
(1) 施設	6
(2) 火葬炉設備	6
3. 火葬需要の予測	7
(1) 人口動態予測	7
4. 火葬場整備の基本方針	8
(1) 基本方針	8
(2) 火葬場数	8
(3) 火葬炉数	9
① 火葬炉数の算出方法	9
② 火葬炉数の算出条件	9
③ 必要火葬炉数	10
(4) 建設場所の考え方	10
① 必要面積	10
② 建設用地	12
(5) 事業方式	14
(6) 事業スケジュール	14
(参考資料) 関係法令等	15

はじめに

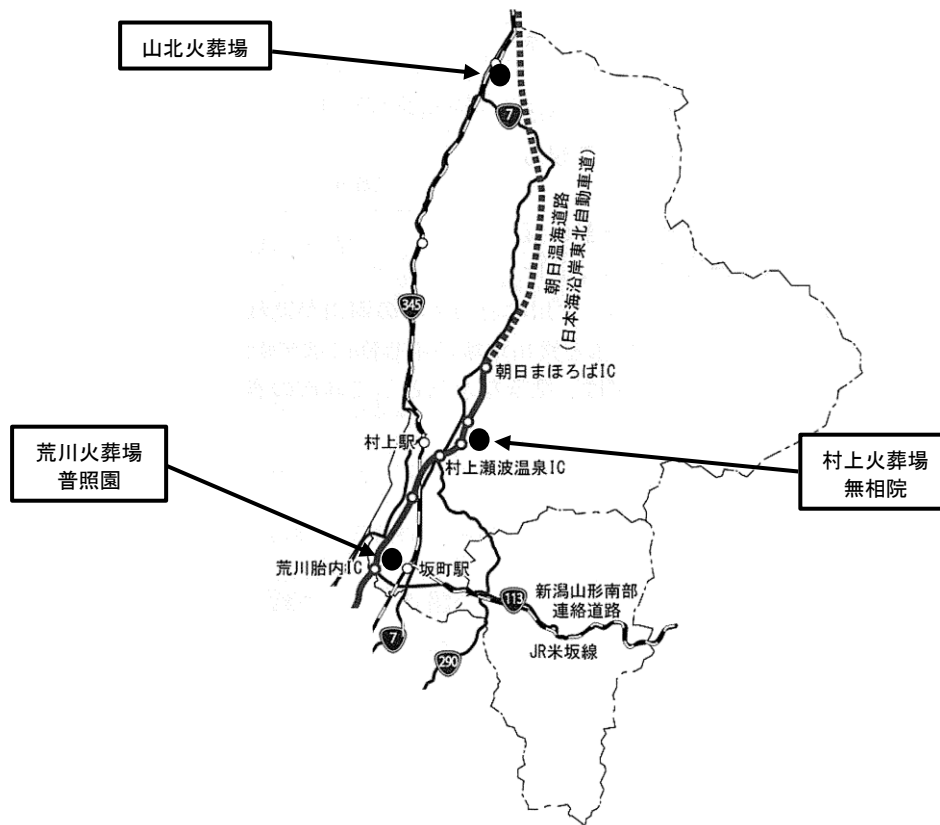
火葬場は市民生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能を絶えず安定的に維持していく必要があります。

本市の3火葬場（荒川火葬場普照園、村上火葬場無相院、山北火葬場）は、供用開始以来、約30年～45年が経過しており、それぞれの施設や火葬炉設備において老朽化が進んでいることから、施設の再整備が必要となっています。

本基本構想は、本市の火葬場を取り巻く現状と課題を整理し、今後の火葬需要の推計等に基づき、火葬場を整備するにあたって必要な施設規模や整備する場所の考え方及び整備スケジュール等の基本的事項をとりまとめ、将来において適正な火葬業務を遂行できる火葬場の整備に向けて、具体的な整備計画のための方針を決定することを目的として策定するものです。

今後は、この基本構想に基づき、より詳細な検討を行い、「村上市火葬場整備基本計画」を策定していきます。

【村上市3火葬場の位置図】



1. 村上市火葬場の現況

(1) 村上市火葬場の概要

本市の3火葬場の概要は、表1のとおりです。

本市の住民以外の方も利用できますが、使用料は、表2のとおり「管内」と「管外」で区別しており、本市及び火葬場に関する事務委託のある関川村を「管内」としています。

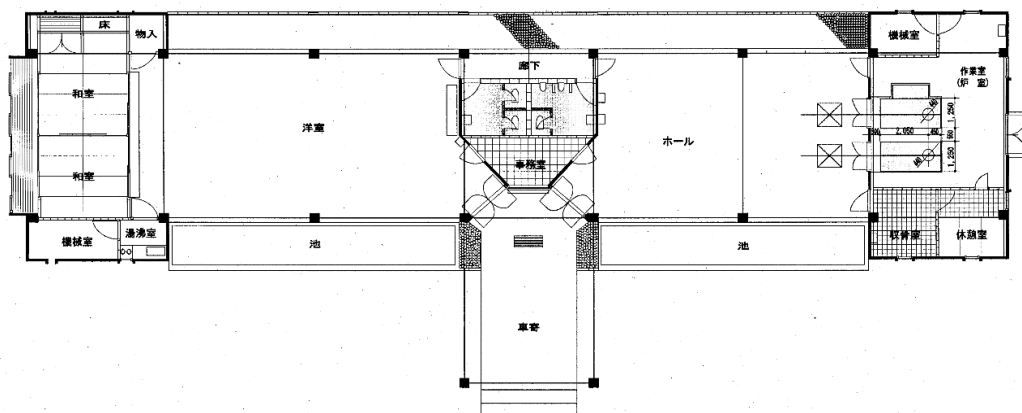
表1 各火葬場の概要

項 目	荒川火葬場普照園	村上火葬場無相院	山北火葬場
所 在 地	村上市坂町地内	村上市日下地内	村上市府屋地内
建 設 年 度	昭和 49～50 年度	昭和 56 年度	平成元年度
供用開始日	昭和 50 年 8 月 1 日	昭和 57 年 4 月 1 日	平成元年 11 月 22 日
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造平屋建		
火 葬 炉 数	2 基	3 基	2 基
敷 地 面 積	6,742.51 m ²	6,436.73 m ²	1,487.86 m ²
延 床 面 積	419.70 m ²	592.16 m ²	369.64 m ²
建 物 概 要	火葬炉 2 基、待合室（和室 2 室）、待合ホール、炉前告別ホール、納骨室、斎壇、事務室、トイレ	火葬炉 3 基、待合室（和室 3 室）、待合ホール、炉前告別ホール、納骨堂、斎壇、霊安室、収骨室、機械室、事務室、トイレ	火葬炉 2 基、待合室（和室 2 室）、待合ホール、炉前ホール、納骨室、安置室、残灰庫、事務室、トイレ
駐 車 台 数	15 台	21 台	10 台
利 用 時 間	8:30～17:00	8:30～17:00	8:30～17:00
休 場 日	1 月 1 日	1 月 1 日及び友引	1 月 1 日及び友引
管 理 運 営	指定管理（H18～）	指定管理（H19～）	指定管理（H22～）

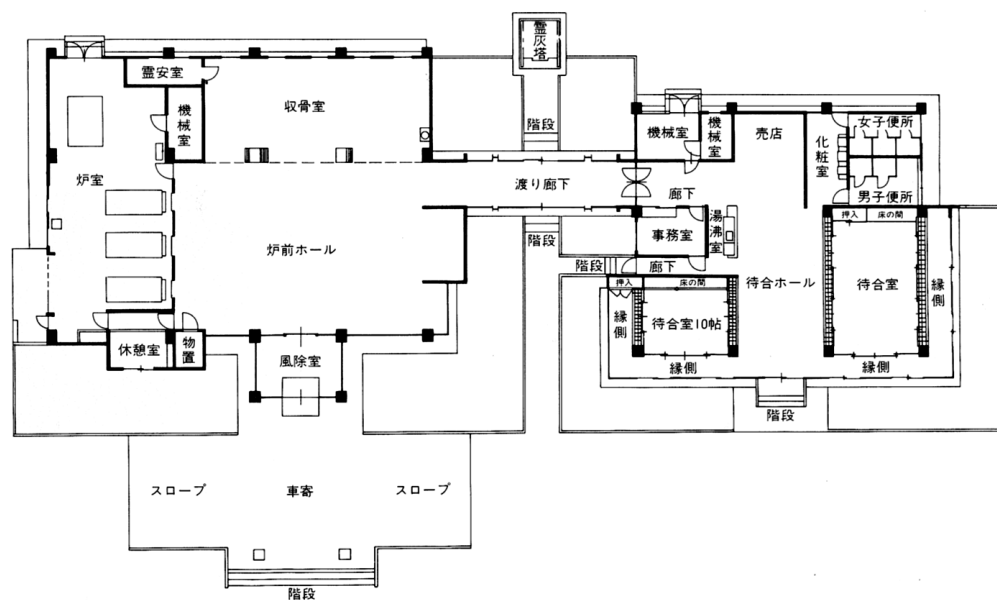
表2 村上市火葬場使用料

区 分		管 内	管 外
寝棺	15 歳以上の者	15,000 円	30,000 円
	8 歳以上 15 歳未満の者	10,000 円	20,000 円
	8 歳未満の者	5,000 円	10,000 円
改葬及びその他		5,000 円	5,000 円
死産児、産汚物、傷病汚物		3,000 円	3,000 円

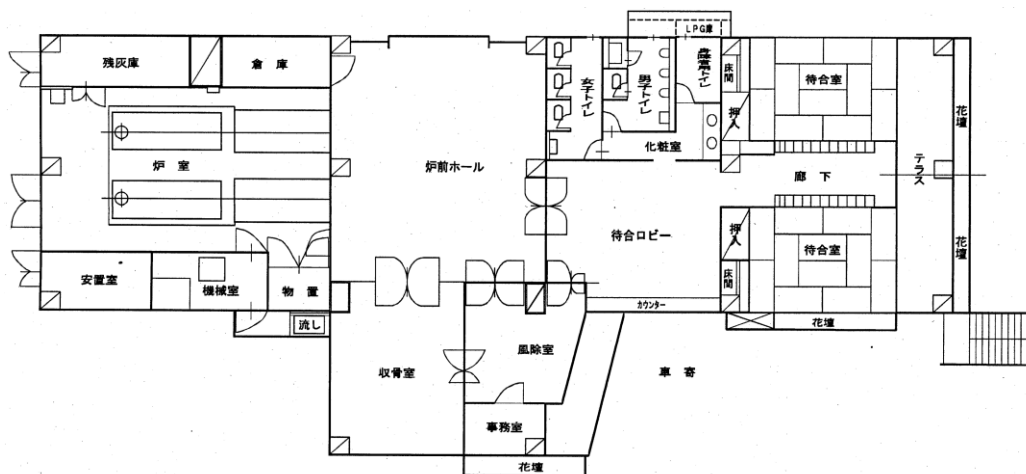
【荒川火葬場普照園平面図】



【村上火葬場無相院平面図】



【山北火葬場平面図】



(2) 火葬件数

① 火葬件数の推移

平成 25 年度から令和 3 年度までの火葬件数は、表 3 のとおりです。

3 火葬場を合わせた火葬件数は、平成 25 年度以降ほぼ横ばいですが、火葬場別にみると、村上火葬場が増加傾向、山北火葬場がやや減少傾向にあります。

令和 3 年度の関川村の利用比率は 9.3%、管外の利用比率は 5.8%で、合計 15.1%となっています。年度ごとに多少の増減はありますが、概ね同程度の利用比率で推移しています。

表 3 火葬件数の推移

単位：件

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
荒川	火葬件数	412	364	369	366	378	387	355	323	374
	うち関川村	—	90	83	86	80	110	95	81	105
	うち管外	—	26	30	22	18	27	23	22	27
村 上	火葬件数	678	667	684	696	725	717	710	711	739
	うち関川村	—	0	4	9	18	7	5	13	11
	うち管外	—	32	29	29	30	24	20	20	29
山 北	火葬件数	152	138	129	151	150	121	109	94	131
	うち関川村	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち管外	—	32	22	32	22	28	21	15	16
計	火葬件数	1,242	1,169	1,182	1,212	1,253	1,225	1,174	1,128	1,244
	うち関川村	—	90	87	95	98	117	100	94	116
	うち管外	—	90	81	83	70	79	64	57	72

② 1 日当たりの火葬件数

令和 3 年度における火葬場毎の 1 日当たりの火葬件数別日数は、表 4 のとおりです。

年間稼働率（火葬件数/受入可能件数）で見ると、最も稼働率が高い村上火葬場が 40.8%で、受入可能件数に対し 4 割程度の利用となっています。

1 日当たりの火葬件数の上限は、村上火葬場が 6 件（3 基×2 回）、山北火葬場及び荒川火葬場は各 4 件（2 基×2 回）としていますが、令和 3 年度において火葬最大件数の利用があった日数は、村上火葬場が 8 日、荒川火葬場が 2 日、山北火葬場が 0 日でした。各火葬場とも火葬上限件数の利用があった日数は比較的少なく、山北火葬場においては 1 日 3 件以上の利用はありませんでした。

表4 令和3年度 1日当たりの火葬件数別日数（火葬場毎）

件数 /日	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	計	火葬 件数	受入可能 件数	稼働 率
荒川	125 日	138 日	69 日	30 日	2 日	—	—	364 日	374 件	1,456 件	25.7%
村上	21 日	60 日	84 日	71 日	40 日	18 日	8 日	302 日	739 件	1,812 件	40.8%
山北	192 日	89 日	21 日	0 日	0 日	—	—	302 日	131 件	1,208 件	10.8%

※受入可能件数 荒川火葬場：2 基×2 回×364 日＝1,456 件

村上火葬場：3 基×2 回×302 日＝1,812 件

山北火葬場：2 基×2 回×302 日＝1,208 件

令和3年度における3火葬場を合わせた1日当たりの火葬件数別日数は、表5のとおりです。

最も火葬が多い日は1日に9件の利用がありますが、1日8件以上の利用がある日は少なく、2件から5件の利用が比較的多い状況です。火葬が0件の日が45日ありますが、主に友引の日と推察されます。本市では、主に荒川地域においては友引の日も火葬を行う風習があることから、荒川火葬場は友引の日も開設しています。

表5 令和3年度 1日当たりの火葬件数別日数及び割合

件数 /日	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	7 件	8 件	9 件	計
日数	45 日	33 日	50 日	58 日	68 日	53 日	22 日	23 日	10 日	3 日	364 日
割合	12.4%	9.1%	13.7%	15.9%	18.7%	14.6%	6.0%	6.3%	2.7%	0.8%	100%

参考：現在の火葬スケジュール

（村上火葬場）

	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30
1号炉		①							④								
2号炉				②								⑤					
3号炉							③							⑥			

（山北火葬場、荒川火葬場）

	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30
1号炉		①								③							
2号炉				②								④					

所要時間 約110分（告別10分→火葬60分→冷却15分→準備5分→収骨20分）

山北・荒川の火葬スケジュールは一例であり、火葬希望時間により調整している。

2. 村上市火葬場の課題

(1) 施設

本市の火葬場は3施設とも建築後30年以上経過しており、全体的に施設の老朽化が進んでいます。火葬場の減価償却資産における耐用年数については、税法上明確な区分がなく、「区分がないもの」に分類され、耐用年数（鉄筋コンクリート造）は50年となりますが、最も古い荒川火葬場は令和7年度で耐用年数を経過することとなり、早急な施設整備が必要と考えられます。

荒川火葬場と村上火葬場については、竣工の時期からみて旧耐震基準による設計であり、震度5強程度の地震では倒壊あるいは崩壊しないという位置づけがされていますが、震度5強よりも大きい地震に対しての定めはありません。（山北火葬場に関しては新耐震基準※¹による設計です。）

また、現在の3火葬場には、自動ドアや身体障がい者用トイレが設置されていないなど、ユニバーサルデザインに配慮した施設になっておらず、高齢者や障がい者等の利用に不便をかけている状況も見られます。

施設の構造も、火葬炉付近の炉前ホールで告別等を行っているため、同時時間帯に複数の会葬が行われる際に、他の会葬者と施設内で錯綜する場合があるなど、住民ニーズに合わないものとなっています。

（※1 新耐震基準：昭和56年6月1日以降に建築確認が行われた建築物）

(2) 火葬炉設備

火葬炉設備も老朽化しており、定期的に部品の交換やメンテナンスを行いながら、長寿命化を図っていますが、旧式の炉形式であることから、平成12年3月に厚生省（現環境省）が公表した「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に示される炉構造に対応できていない状況と考えられます。

また、近年は大型サイズの棺を希望する方も増えていますが、現在の火葬炉は大型の棺を想定した作りにはなっておらず、葬祭業者を通して、大型の棺の利用を控えるようお願いしている実態もあります。

表6 各火葬場の火葬炉内寸法と納棺可能寸法の目安

単位：mm

火葬場名等	火葬炉内の有効寸法 長さ(L)×幅(W)×高さ(H)	実際に納棺可能な柩寸法の目安 長さ(L)×幅(W)×高さ(H)
村上市火葬場(3施設)	2,000L×640W×550H	1,840L×540W×450H
現行火葬炉の標準寸法	2,340L×740W×820H	2,110L×650W×600H

表記の「納棺可能な柩寸法の目安」は、火葬炉に納棺して問題なく火葬を行うことができる柩の大きさの目安。実際には「火葬炉内の有効寸法」内であれば、柩を納めることは可能だが、柩が炉壁に接触したり、炉内の空間が少なくなり、燃焼を抑制することになる。

（資料提供：富士建設工業株式会社）

3. 火葬需要の予測

(1) 人口動態予測

令和4年4月1日現在の本市及び関川村の人口は表7のとおりです。

両市村の人口は年々減少しており、今後も減少が続くことが予想されます。(表8)

死亡者数については、令和7年頃までは増加し、その後減少に転じますが、減少に転じた後も減少率は比較的緩やかであり、令和22年頃までは死亡件数が年間1,000人を超える推計となっています。(表9)

表7 村上市及び関川村の人口

単位：人

区分	村上市					関川村	計
	村上地域	荒川地域	神林地域	朝日地域	山北地域		
男	12,155	4,636	3,940	4,168	2,344	2,468	29,711
女	13,188	4,940	4,274	4,354	2,701	2,648	32,105
計	25,343	9,576	8,214	8,522	5,045	5,116	61,816

(令和4年4月1日現在 住民基本台帳人口)

表8 人口の推計(村上市+関川村)

単位：人

和暦	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47
西暦	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
男	28,104	25,880	23,664	21,468	19,358	17,495	15,644	13,893	11,692
女	30,257	27,601	25,023	22,486	19,971	17,790	14,699	13,064	11,555
計	58,361	53,481	48,687	43,954	39,329	35,285	30,343	26,957	23,247

平成27年国勢調査の人口をもとに令和27年までの人口をコーホート要因法(同じ年に生まれた集団について「自然増減(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、将来人口を推計する方法)により推定。令和27年以降は令和27年の生存率、移動率を固定し、コーホート要因法により算出。

表9 死亡件数の推計(村上市+関川村)

単位：件

和暦	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47
西暦	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
男	532	522	511	503	467	427	399	372	342
女	581	563	538	534	507	459	417	324	307
計	1,113	1,085	1,049	1,037	974	886	816	696	649

死亡件数=各年の各才階級の人口×(1-各年各才階級生存率)×生存率変化

4. 火葬場整備の基本方針

(1) 基本方針

現火葬場の抱える課題を改善し、市民サービスの維持・向上を図るため、施設整備の基本方針を次のように定めます。

I 人生の終焉の場にふさわしい施設

- ・華美な装飾を避け、葬送の場として求められる厳粛で静ひつな空間を確保します。
- ・周辺の眺望や自然環境を活かし、安らぎと温かみを感じさせる施設とします。

II 人に優しい施設

- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- ・他の遺族・会葬者と交錯しない工夫など、プライバシーに配慮した施設とします。

III 災害に強い施設

- ・十分な耐震性を備えた施設整備、非常用電源設備の設置など、自然災害に対し安全性を確保した施設とします。

IV 環境に優しい施設

- ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を図り、村上市が目指すゼロカーボンシティの実現に資する施設とします。
- ・ダイオキシン類等の排出抑制等、環境対策に十分配慮した設備を導入します。

V 管理・運営がしやすい施設

- ・維持管理がしやすく、ライフサイクルコストに配慮した施設とします。
- ・過度な装飾を排し、メンテナンス性に優れた施設とします。

(2) 火葬場数

本市及び関川村の死亡件数は、令和7年頃をピークに、その後は緩やかな減少傾向に転じる推計となっています。今後の人口及び死亡者数の減少、施設の利用状況、効率的な運営等を総合的に勘案し、新たに整備する火葬場は1箇所とします。

しかしながら、高速道路がまだ延伸していない地域においては、火葬場を1箇所とした場合、移動距離・時間が長くなることによる影響が大きい地区もあります。特に山北地域においてはその影響が大きいと考えられることから、山北火葬場については、当面は必要な修繕を行いながら施設を維持し、高速道路延伸後の生活圏の変化や火葬場の利用状況などを検証しながら廃止の時期を検討することとします。

(3) 火葬炉数

① 火葬炉数の算出方法

火葬炉数は、火葬が集中する日の火葬件数を想定して算出しますが、算出方法については、日本環境斎苑協会監修「火葬場の建設・維持管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に示す以下の算定式により算出するものとします。

$$\begin{aligned}\text{理論的必要炉数} &= \frac{\text{集中日の火葬件数}}{\text{1基1日当たりの平均火葬数}} \\ &= \frac{(\text{日平均取扱件数}) \times (\text{火葬集中係数})}{\text{1基1日当たりの平均火葬数}} \\ &= \frac{(\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼働日数}) \times (\text{火葬集中係数})}{\text{1基1日当たりの平均火葬数}}\end{aligned}$$

② 火葬炉数の算出条件

算出に使用する数値は次のように設定します。

1) 年間火葬件数

年間死亡件数が最大と見込まれる令和7年の1,113件に、管外利用件数についてはこれまでの実績から80件と想定して加えた1,193件とします。

2) 稼働日数

365日から、元日及び友引の日を除いた303日とします。

※友引の日数は年間61日として計算。365日－1日－61日＝303日

※荒川火葬場は友引の日も開設していますが、市全体でみると友引の日の利用件数は極めて少なく、友引の日数を加えた364日で計算すると必要火葬炉数が過少になると思われるため、友引を除いた日数で計算します。

3) 火葬集中係数（想定日最多件数÷日平均取扱件数）

マニュアルを参考に、火葬集中係数を2と設定します。

※火葬集中係数の設定における火葬場の分類（大規模、中規模、小規模）はマニュアル及び日本環境斎苑協会からの聞き取りに基づくものです。小規模（1～3基）：2.0～2.25、中規模（4～9炉）：1.75～2.0、大規模（10基以上）：1.5～1.75

4) 1基1日当たりの平均火葬数

1基1日当たりの平均火葬数は2.5と設定します。

現在は、1基1日当たり2回として火葬スケジュールを設定していますが、近年は火葬炉の性能も向上し、従来の火葬炉に比べ火葬時間も短縮していることから、1

基1日当たり3回の火葬スケジュールで実施している火葬場も多くあります。このようなことから、算出にあたっては、整備する火葬炉の半数を2回、もう半数を3回稼働する想定で、2.5とします。

③ 必要火葬炉数

$$\frac{\text{年間火葬件数} \div \text{稼働日数} \times \text{火葬集中係数}}{\text{1基1日当たりの平均火葬数}} = \frac{1,193 \text{ 件} \div 303 \text{ 日} \times 2}{2.5} \div 3.15 \Rightarrow 4$$

以上の計算から、新火葬場に必要火葬炉数は4基とします。

参考：新火葬場における火葬スケジュール（シミュレーション）

	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30
1号炉		①					⑤					⑨					
2号炉			②					⑥					⑩				
3号炉				③					⑦								
4号炉					④					⑧							

所要時間 約90分（告別10分→火葬・冷却65分→準備・収骨15分）

（4）建設場所の考え方

① 必要面積

火葬場建設に必要な面積としては、建物面積、駐車場面積、構内道路・進入道路面積、緑地（修景緑地、植栽、庭園）面積が考えられます。

火葬炉数を4基として、建設に必要な面積を試算します。

1) 建物面積

マニュアルにおける建築物面積試算を参考に、2,000㎡として試算します。

2) 駐車場面積

火葬に訪れる会葬者の車両台数については、指定管理者からの聞き取りなどにより、火葬1件につきバス1台、普通乗用車6台、車椅子用1台とし、炉数を乗じて試算します。また、職員用の車両については、5台として試算します。

表 10 駐車場面積算定表

車両種別	長さ×幅員	火葬炉 1 基（火葬 1 件） あたりの台数	火葬炉 4 基の場合の 必要面積（×4）	備考
バス	13.0m×3.3m	1 台	171.6 m ²	
普通乗用車	6.0m×2.5m	6 台	360.0 m ²	
//（車椅子用）	6.0m×3.5m	1 台	84.0 m ²	
//（職員用）	6.0m×2.5m	—	75.0 m ²	5 台分
合 計			690.6 m ²	

3) 構内通路・進入道路面積

構内道路については、一般的に駐車場スペースと同程度以上の面積が必要とされています。火葬場入り口付近の車寄せスペース等も考慮し、駐車場の約 1.5 倍程度として試算します。

進入道路については、延長 50m、幅員 7 mとして試算します。

4) 緑地（修景緑地、植栽、庭園）面積

外部から直接施設が見通すことができないよう遮蔽^{しおへい}のための植栽や、会葬者を和ませるための庭園等については、特に定まった基準はありませんが、必要敷地面積の約 30%程度を確保することとして次のように試算します。

$$\text{緑地面積} = \frac{\text{必要な敷地面積（建物面積＋駐車場面積＋構内通路・進入道路面積）}}{0.7} \times 30\%$$

$$\text{緑地（修景緑地、植栽、庭園）面積} \quad \text{約 } 5,826 \text{ m}^2 \times 30\% \div 1,748 \text{ m}^2$$

1)～4)の面積を合計すると、火葬場建設に必要な面積は、5,826 m²となります。
火葬場建設場所の検討にあたっては、この面積を目安として候補地を選定します。

表 11 火葬場整備に必要な面積

区 分	火葬炉数 4 基
建物面積	2,000 m ²
駐車場面積	691 m ²
構内通路・進入道路面積	$691 \text{ m}^2 \times 1.5 + 50.0 \times 7.0 \div 1,387 \text{ m}^2$
緑地面積	$\text{約 } 5,826 \text{ m}^2 \times 30\% \div 1,748 \text{ m}^2$
合 計	5,826 m ²

参考：建築物面積試算（火葬炉4基）

区分（1階）		面積	備考
火葬部門	エントランスホール	167 m ²	
	告別室	84 m ²	2室
	収骨室	84 m ²	2室
	収骨前室	49 m ²	
	炉前ホール	175 m ²	
	炉機械室	168 m ²	
	制御室	30 m ²	
	休憩室	30 m ²	
	残灰・飛灰処理室	30 m ²	
	機械室	35 m ²	
	倉庫・台車庫	120 m ²	
	空調機械室等	70 m ²	
	事務室	72 m ²	
	霊安室	42 m ²	
	便所	24 m ²	
	業者控室	24 m ²	
	その他（通路・階段等）	139 m ²	
待合部門	待合ホール	223 m ²	
	待合個室	216 m ²	4室
	便所・湯沸室	53 m ²	
	倉庫	9 m ²	
	控室	12 m ²	
	喫茶・売店コーナー	15 m ²	
	その他（通路・階段等）	125 m ²	
1階合計		1,996 m ²	

区分（2階）		面積	備考
火葬部門	炉機械室	245 m ²	
	倉庫	13 m ²	
	その他（通路・階段等）	13 m ²	
2階合計		271 m ²	

1階延床面積	1,996 m ²	
2階延床面積	271 m ²	
合計	2,267 m ²	

「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）より抜粋

② 建設用地

本市の各地域から既存の各火葬場までの所要時間及び距離は概ね表12のとおりで、現状では、どの地域からも最寄りの火葬場までの所要時間は概ね30分以内となっています。

山北地域以外の地域については、最寄りの火葬場を廃止とした場合も、他の既存火葬場までの所要時間は最長でも40分以内と見込まれ、比較的影響は少ないと考えられます。しかし、山北地域においては、高速道路が延伸していない現状では、山北火葬場以外の火葬場までの所要時間が1時間以上となる地区もあります。

火葬場整備にあたっては、幹線道路の整備計画や、高速道路インターチェンジからのア

クセスなど、利用者の利便性を考慮し、移動距離・時間が長くなる地域への影響を最小限に抑えるため、市の中央拠点地域付近で、高速道路のインターチェンジや国道等からのアクセスが良好な場所を選定します。

また、選定にあたっては、以下に掲げる条件を考慮して検討します。

【建設用地の選定条件】

- ・風致地区内、景勝地内、住宅地内、繁華街・商業地内には設けないこと。
- ・一般廃棄物処理施設等との隣接、併設は避けること。
- ・道路条件、交通条件が良好であること。
- ・ライフラインの敷設が近接であること。
- ・駐車場、環境緑地及び庭園の余裕地が広く確保できること。
- ・土砂災害危険区域や浸水想定区域ではないこと。

表 12 各火葬場までの所要時間及び距離

地域	出発地	荒川火葬場		村上火葬場		山北火葬場	
		所要時間	距離	所要時間	距離	所要時間	距離
荒川	花立	10 分	5.7km	25 分	20.0km	66 分	56.0km
	坂町	5 分	3.2km	21 分	20.2km	56 分	56.3km
神林	河内	23 分	14.6km	19 分	12.9km	58 分	51.2km
	岩船駅前	15 分	9.0km	14 分	9.0km	46 分	47.3km
村上	大栗田	40 分	26.5km	26 分	15.1km	71 分	53.5km
	三之町	20 分	17.8km	10 分	4.9km	41 分	39.6km
朝日	高根	37 分	36.5km	26 分	20.0km	37 分	35.3km
	蒲萄	38 分	38.8km	28 分	22.8km	18 分	18.0km
	岩沢	23 分	24.6km	12 分	8.1km	34 分	33.1km
山北	雷	76 分	73.6km	68 分	57.6km	24 分	17.0km
	山熊田	67 分	65.6km	58 分	49.6km	27 分	19.8km
	府屋	55 分	58.0km	46 分	41.9km	3 分	1.3km
荒川	荒川火葬場	—	—	22 分	20.6km	52 分	56.7km
村上	村上火葬場	22 分	20.6km	—	—	43 分	40.7km
山北	山北火葬場	52 分	56.7km	43 分	40.7km	—	—

(Google マップ による推計値)

(5) 事業方式

火葬場の整備を進めるうえで、民間活力を導入することで事業費の削減や効率的な施設運営などの効果が見込める可能性があることから、PPP/PFI※²手法の導入を検討し、より質の高いサービスの提供を目指します。

※2 PPP/PFI とは（内閣府民間資金等活用推進室 資料より）

PPP (Public Private Partnership) :

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

PFI (Private Finance Initiative) :

PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

(6) 事業スケジュール

本市の火葬場整備にあたり、現時点で想定される事業スケジュールは概ね以下の表のとおりです。なお、このスケジュールは PPP/PFI 手法を導入することを前提としています。

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
基本方針	←→								
建設地検討・決定	←→	←→	←→						
P F I 等導入検討		←→	←→						
基本計画				←→					
都市計画決定				←→					
事業者公募・選定					←→				
実施設計						←→			
建設工事							←→	←→	
供用開始									→

※このスケジュールは、今後の関係者との協議、法令等の手続き等により変更となる場合があります。

(参考資料) 関係法令等

【都市計画法】

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

七 市場、と畜場又は火葬場

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

【建築基準法】

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（中略）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

「新 都市計画マニュアルⅡ」（編著：(社)日本都市計画学会)

2-2-3 火葬場(2)(a)④候補地の選定及び施設計画の検討

候補地の選定にあたっては、風致区域内、景勝地内、または優良な住宅地（住宅専用地域）を避けることが望ましい。

村上市火葬場整備基本構想

令和6年4月 発行

編集・発行:村上市環境課

〒958-8510 新潟県村上市三之町 1 番 1 号

TEL:0254-53-2111(代表)

URL:<https://www.city.murakami.lg.jp/>